

公益財団法人堀科学芸術振興財団
(旧財団法人堀情報科学振興財団)

定款

公益財団法人堀科学芸術振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人堀科学芸術振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県内において行われる自然科学に関する研究開発に対する助成等及び文化・芸術活動に対する支援、美術館の運営等を行うことによって、自然科学及び文化・芸術の振興を図り、もって地域社会の活力ある発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自然科学の研究を行う個人及び団体に対する助成金の支給その他の支援
- (2) 美術の作家に対する作品の募集、展示等の支援
- (3) 美術品の収集及び堀美術館における保管、展示等
- (4) 一般県民に対する科学技術及び文化・芸術に関する知識の普及
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために、評議員会の議決により別に定める財産管

理規程に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 基本財産の一部を処分し、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員 5 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 40 号。以下、「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 750 万円を超えない範囲で、評議員会において別

に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合、理事長は、請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日と定めて評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するには、各評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、評議員会の日の 1 週間前までにあらかじめ書面をもって通知しなければな

らない。この場合、書面による通知の発出に代えて、法令の定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、一般法人法第 194 条第 1 項の定めに従い、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 1 名及び出席理事 1 名が署名又は記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、

これに代わる措置)をする。

(評議員会の運営)

第 20 条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定めるところによる。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 第 11 条第 2 項の規定は、理事及び監事について準用する。この場合において、同項各号の規定中、「評議員」とあるのは、理事については「理事」と、監事については「監事」と読み替える。

3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、代表理事として、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき又は

欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

る。

(責任の免除)

第 28 条 理事又は監事の損害賠償責任（一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項に定めるものをいう。）について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、その責任を免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事から会議の目的たる事項を示して理事会招集の請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 監事から理事会招集の請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、理事会の日の 1 週間前までにあらかじめ書面をもって通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条で準用する同法第 96 条の定めに従い、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、理事長及び出席した監事の全員が署名又は記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる措置）をする。

(理事会の運営)

第 35 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議により、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 条。以下、「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項につき定款の変更をしようとするときは、軽微な変更を除き、愛知県知事の認定を受けなければならない。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 40 条第 1 項に該当する法人(次条において、「公益法人等」という。)に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人等に贈与するものとする。

第 9 章 権利の行使

(株式の権利行使)

第 40 条 この法人は、保有する株式(出資を含む。以下、本条において同じ。)について、その株式が贈与又は遺贈されたものであり、贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が、取締役、執行役、会計参与、監査役、その他の法人税法(昭和 40 年法律第 34 条)第 2 条第 15 号に規定する役員となっている会社の株式である場合、その株式の議決権を行使するときには、あらかじめ理事会において現在理事総数の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

第 10 章 雑則

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(書面等の電磁的記録による作成等)

第 42 条 この法人の事業報告、財産目録、議事録その他の書面については、電磁的記録によ

り作成し、保管し、又は一般の閲覧に供することができる。

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。次項において、「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は堀誠とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

磯見 輝夫

大野 竜三

高橋 実

野田 耕助

濱口 道成

堀 百合子

山本 昌邦

平成 22 年 9 月 1 日 制定

平成 25 年 3 月 23 日 改訂

平成 28 年 3 月 19 日 改訂

令和 4 年 5 月 30 日 改訂

令和 5 年 5 月 29 日 改訂